



調停制度の歴史

～制度発足100周年～

林 本日は辻村さんに調停についてご紹介したいと思います。調停は、お互いの話合いと合意を重視して解決を図る手続で、令和4年（2022年）10月に制度発足から100周年を迎えます。話合いにより争いごとを解決するという方法は調停制度が発足するはるか前の鎌倉幕府の時代からわが国で利用されており、江戸時代にも「内済」（ないさい）といって、村落の有力者が間に入って話合いによる解決を図ることがありました。

もともと、現代のような調停制度は大正11年（1922年）に、借地借家調停法により始まりました。借地借家調停法は、翌年9月の関東大震災によって発生した大量の借地借家問題の紛争解決に当たって活用され、定着したといわれています。当時、東京の裁判所では、市内に12か所の出張所を作り、二十数名の裁判官、100名余の調

停委員が出張して対応に当たりました。今の築地本願寺にテント張りの出張所ができて、被災した裁判官や調停委員も着の身着のまま、一生懸命紛争の解決に当たったと記録に残っています。

辻村 裁判官や調停委員の皆さんが、被災後の状況が落ち着いてから、と後回しにせずに、その被災の渦中にありながらきちんと役目を果たそうとしたことに胸が打たれます。

林 家事調停については、昭和14年に施行された人事調停法により始まりました。女性からの申立てが全体の七割近くを占め、まだ女性の地位が確立されていなかった当時、女性の保護と権利の拡大に役立ったといわれています。女性の保護という点では、辻村さんは、『朝が来る』の中で女性の貧困の問題を取り上げられていますね。

辻村 『朝が来る』の中で、主人公が14歳で子どもを出産し、家族などの支援をどんどん断っていく中で、理不尽な借金を背負ってしまうのですが、後からその問題を知っ

た第三者が、「(本当は借金を返さなくてよいことを) 知っていたらよかったのに」、「言ってくれたらよかったのに」と話す場面があります。貧困などの問題の真っ只中にいると、本当は他に選択肢があるのに自分には何も選べないと考えてしまう。そのことが選択肢を更に失うことにつながっていくので、必要としている人のところに必要な制度の情報が届いていないことについて書いておきたいと思いました。情報としてあるだけではなくて、きちんと制度と人がつながれるといいのにと、もどかしく思います。

林 制度がどういうときに役立つのかを身をもって感じていただけるようにするためにはどうすれば良いかが難しい課題ですね。

次に戦後の話に移りますが、例えば、家事調停で扱う家事紛争は、特に人の感情という必ずしも合理的に割り切れないものや、そこから生じる人間関係を扱うことも多いので、昭和20年代に、心理学、社会学、教育学などの専門的知識を活用して事実の調査を行う家庭裁判所調査官の制度が作られています。

さらに、近年、家族の在り方が変化し、個々人がそれぞれの価値観や自分の権利を大切にするようになったことに伴い、調停でも、以前より、事案が複雑であったり、当事者の対立が激しいものが増えました。このような事件の解決を図るため、平成25年に家事事件手続法が施行され、調停の機能が強化されるとともに、利用者の方がより利用しやすくなるような多様なメニューが用意されました。

辻村さんの著書で、イクメンが主人公の『クローバーナイト』では、核家族を自信を持ってやっていくという最後の場面が印象的でした。近年の家族の在り方の変化についてお考えをお聞かせいただけますか。



辻村深月(つじむらみづき)

作家。平成16年『冷たい校舎の時は止まる』でデビュー。平成23年『ツナグ』で吉川英治文学新人賞、平成24年『鍵のない夢を見る』で直木三十五賞受賞。『ハケンアニメ!』、『朝が来る』、『かがみの孤城』など著書多数。

辻村 核家族だと、育児などに手助けが必要な反面、家族間で結び付いていこうという、家族の殻が厚くなる面もあるのではないかと思います。少子化など、いろんな問題がある中で家族の形も変わっていくし、それに伴ってやはり援助の仕組みに手を伸ばしやすいうようにしていくのも大事だと思います。

家族間で起こる事件の報道を見ていると、例えば、殺人が起きたときに、家族の問題だと「心中」や「虐待」という言い方になったりして、人の営みの中で家族だけは違う問題になっていると感じます。お互いに血のつながりがあるから守られることもあれば、遠慮がなくなって普通の人との間では言わないようなことまで踏み込んだ発言をしてしまったり、あるいは密室の中で暴力が起こってしまったりと、家族の問題って外からすごく可視化しにくい。だから、家族の中で起こっている問題について、外側に対して手を伸ばせる勇気がすごく必



林道晴（はやしみちはる）

最高裁判所判事。昭和 57 年東京地裁判事補任官。平成 4 年東京地裁判事。その後、最高裁民事局課長、東京高裁判事などを経て、平成 21 年最高裁民事局長兼行政局長。平成 26 年東京高裁判事部総括、最高裁首席調査官、平成 30 年東京高裁長官などを経て、令和元年 9 月から現職。

要で、調停制度はそれを支える制度なのだと思います。

林 そうあるべきですね。

調停制度の進化と最新の取組

林 調停制度は、話し合いにより利用者が納得できる解決を図るという調停の本質は維持しつつも、時代や社会の変化やそれに伴い変化する利用者の方のニーズに対応するために進化し続けています。一つの例として、民事調停には特定調停があります。債務者の経済的再生を図ることを目的とした特定調停の制度が平成 12 年にスタートし、その後、中小企業の経営支援や自然災害に対する対応などで応用されるようになり、令和 2 年 12 月からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的困窮への対策としても活用されています。

また、民事調停は、ご近所、仕事関係、学校など、関係性が近い当事者間で発生し

たトラブルについて、将来的な関係性も考慮に入れて、柔軟な解決を図るのに適した紛争解決手段です。そういった意味では、人と人をつなぎ、未来に向かおうとする方々の背中を押す役割も担える制度ではないかと思います。未来に向けて人の背中を押すという点で裁判所に期待されることはありますか。

辻村 法律とか、裁判所とか、すごく機械的というイメージが強かったのですが、今日お話ししてみて、裁判所を構成するのは「人」であるということを実感しました。だから、何か公的なものを頼るという場合も、機械的な場所に対して何かを仰ぐのではなく、人に向けて話をして、人と人がつながるといことなんですね。裁判所の内部にいるのが人であるということ私たちが理解することが大切なのかなと思います。

調停や特別養子縁組の процедуруを利用した方の話を聞くと、裁判所の方のうなずきやいたわりの表情があったりすると、すごくほっとするそうなんです。逆に言うと、能面に向けて話をしなきゃいけないんじゃないかという気持ちで気後れしてしまう人たちが多いのだと思います。

林 うなずきや目線でメッセージを伝えるということは当然あっていいと思います。

調停制度を更に利用しやすくするための別の取組をご紹介しますと、令和 3 年 12 月から、ウェブ会議を使った家事調停の試みが始まりました（※ウェブ会議のメリットについては本号 7 頁参照）。

辻村 離婚調停では相手と顔を合わせるのが心理的な負担となり、制度利用のハードルになってしまいかねないと思うので、裁判所に行く負担が減るとか、話したくないと思っている相手と直接会わなくていいというのは、すごくいいことですね。私もリモートで打合せを行うことがよくあるので

すが、ウェブ会議の場合、裁判官や調停委員の方々の進め方やその力量がこれまでに以上に問われることになると思います。

林 非常に大事な点ですので肝に銘じたいと思います。裁判所では、話し合いによって、お互いに納得し合意できる解決を目指すという調停の大事な部分を変えることなく、利用者の方の現在の生活や多様なニーズにフィットした調停運営を行えるよう、今後でも取り組んでいきたいと思っています。

おわりに

林 辻村さんは今、社会生活や家族の在り方がどのように変化していると思いますか。

辻村 コロナ下で社会全体に不安がまん延している状況があって、人と人の関係が希薄になる一方で、家族で結び付いていけば大丈夫という考え方が強くなって、より家族間が密室化してしまうのではないかという懸念があります。だからこそ、繰り返しになるのですが、必要な情報が必要な人のところに届くこと、その人が助けを求めやすいようにすることが大切だと思います。

林 手続を利用していただくためには、利用者の方の目線も十分考えながら情報発信をして、実際に裁判所に来ていただいた場合にはそのお気持ちに答えなければいけないですね。

辻村 そうですね。最初に頼ったときに、難しかったとか、自分では相手にされなかったということになると、裁判所に限らず、多分そこで引き返してしまうこともあると思います。何か最初にやってみようと思ったときの、良い入り口をどうやって作っていくのかだと思います。

林 しっかり良い入り口を作っていきたいと思っています。

利用者の方にとって、調停や裁判といった司法制度がこれからも身近で利用しやすい手続であるためのアイデアなどはあり

ますか。

辻村 裁判所ウェブサイトの動画を見たのですが、こういう問題に対してこういう対応をしたという具体的な誰かのドラマが感じられる情報があると、自分と似た悩みの事例にもたどり着きやすいと思います。調停がテレビドラマや映画など物語の舞台になるのもおもしろいかもしれませんね。

林 そういうお話をうかがうと、ぜひ辻村さんに、原作になる小説を書いていただくとありがたいなと考えてしまいます（笑）

もし、何かトラブルが起きてしまい、相手と話し合いによる解決がしたい、でも当事者同士ではなかなかうまく話し合いができないというときには、身近な手続である調停制度のことも思い出していただき、紛争解決のための選択肢に加えていただければと思います。私たちは、利用者の方のお話を真摯に伺いながら、解決に向けたお手伝いをさせていただきます。

辻村 今日お話しただけで調停制度がぐっと身近になった感じがします。

林 本日は本当にありがとうございました。

（対談日 令和3年11月24日）

※ 本対談のより詳しい内容をご覧になりたい方は、裁判所ウェブサイトをご覧ください。

